

様式第1

誓約書

使用済自動車の再資源化等に関する法律第62条第1項第2号

- イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者又は破産
手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を
経過しない者
- ハ この法律、廃棄物処理法、浄化槽法（昭和58年法律第43号）その他生活環境の保全を目的と
する法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な
行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第31条第7項を除く。）の規定に違反し、
又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の3、第
222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60
号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日
から5年を経過しない者
- ニ 第66条（第72条において読み替えて準用する場合を含む。）、廃棄物処理法第7条の3若し
くは第14条の3（廃棄物処理法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄
化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者
（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法
（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員で
あった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）
- ホ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある
者
- ヘ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号
において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この
号において「暴力団員等」という。）
- ト 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人がイからへまでのいずれ
かに該当するもの
- チ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからへまでのいずれかに該当する者のある
もの
- リ 法人で暴力団員等がその事業活動を支配するもの
- ヌ 個人で政令で定める使用人のうちにイからへまでのいずれかに該当する者のあるもの

申請者は、上記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。

年 月 日

住所

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

法第62条第1項第2号イの主務省令で定める者は、次のとおりとする。

精神の機能の障害により業務を適切に行うにあたって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

法第61条第1項第3号、第62条第1項第2号チ及びヌ並びに第68条第1項第4号の政令で定める使用人は、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものとする。

- 1 本店又は支店（商人以外の者にあつては主たる事務所又は従たる事務所、）
- 2 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、解体業又は破砕業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

法第62条第1項第2号ハの政令で定める法令は、次のとおりとする。

- 1 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）
- 2 騒音規制法（昭和43年法律第98号）
- 3 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）
- 4 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
- 5 悪臭防止法（昭和46年法律第91号）
- 6 振動規制法（昭和51年法律第64号）
- 7 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成4年法律第108号）
- 8 ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）
- 9 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）